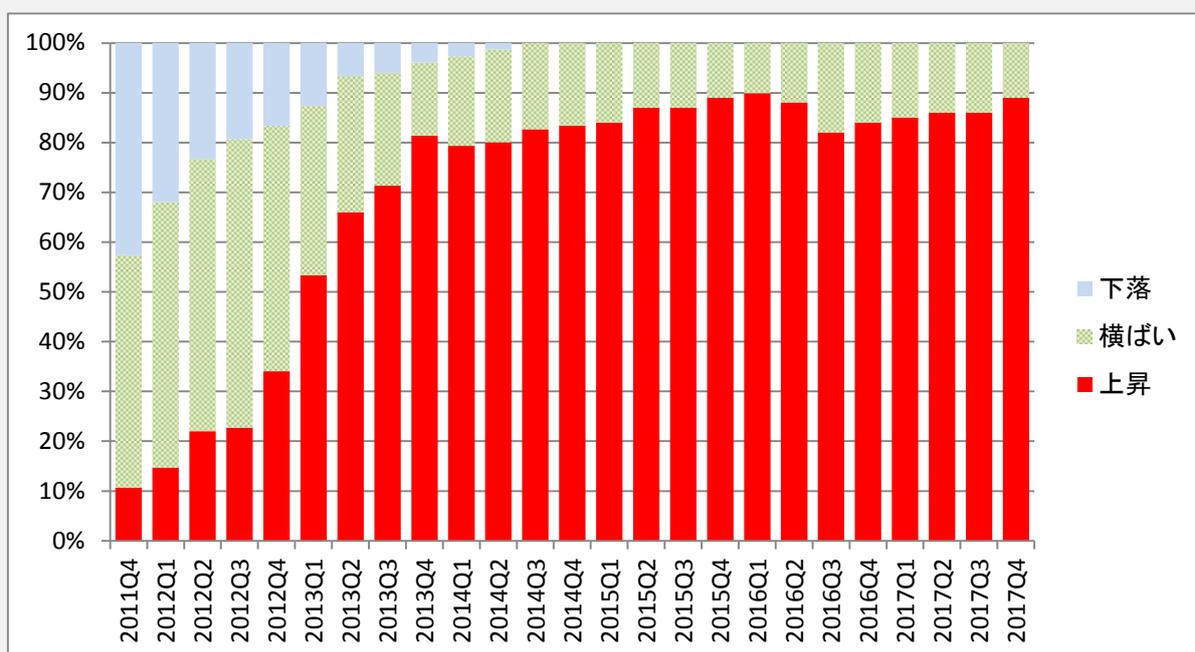


● 主要都市の地価、89%の地区で上昇基調 地価 LOOK レポート：国交省

国土交通省は 2017 年第 4 四半期（2017 年 10 月 1 日～2018 年 1 月 1 日）を調査対象とした地価 LOOK レポートを公表した。主要都市・高度利用地 100 地区における地価動向は、上昇が 89 地区（前期より 3 地区増加）、横ばいが 11 地区、下落が 0 地区となり、上昇地区が全体の約 9 割となった。比較的高い上昇（3～6%以上）を示している地区数は前回から 4 地区増加した。上昇地区の割合が高水準を維持している主な要因として、空室率の低下等オフィス市況の好調、再開発事業の進捗による繁华性の向上、訪日観光客による旺盛な消費・宿泊需要、オフィス・店舗・ホテル等に対する堅調な投資などが挙げられている。

図：上昇・横ばい・下落地区の割合（全地区）



報道発表資料：[国土交通省](#)

● 民泊の管理受託標準契約書を策定：国交省

国土交通省は 2 月 23 日、6 月 15 日より施行される「住宅宿泊事業法」に基づく適正な民泊サービスを推進するため、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業者と締結する管理受託契約にあたって用いる標準的な管理受託契約書を公表した。

住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業者が家主不在型の民泊を行う場合、住宅宿泊管理業者への管理の委託が義務となっており、委託は契約により行うこととなっている。このため、適切な管理受託契約の締結を確保し、届出住宅の管理の委託が円滑になされるよう、標準的な管理受託契約書を策定した。

報道発表資料：[国土交通省](#)

● 改正地域再生法が閣議決定、エリアマネ費用を受益者負担に：首相官邸

政府は2月6日、「地域再生法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。地域再生エリアマネジメント活動の負担金制度創設をはじめ、4項目についての改正案が盛り込まれた。

企業の本社等の特定業務施設を移転する際の課税特例について、これまでの東京23区からの移転に、近畿圏中心部・中部圏中心部からの移転を加えた。

また、市町村がエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設する。これにより、フリーライダーの発生を防ぎ、安定的な活動財源を確保し、地域再生に資するエリアマネジメント活動を促進する。

このほか、商店街活性化の取り組みを支援する制度や、計画区域内の空き店舗所有者に利活用を促す指導・助言・勧告等の手続きを整備した。

[地域再生法の一部を改正する法律案：首相官邸](#)

● 都市再生特別措置法等の改正案が閣議決定、都市のスポンジ化に対応：国交省

政府は2月9日、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定した。都市の内部で空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行していることを踏まえ、その対策を総合的に進める。この法改正により、低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現する。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 地震による倒壊・火災の危険度、東京都がランク付け：東京都

東京都は2月15日、都内の各地域における地震に関する危険性を評価した「地震に関する地域危険度測定調査」の結果を公表した。調査は2013年9月から5年に一度行われ、今回で8回目。都内の市街化区域の5,177町丁目について、町丁目ごとの危険性の度合い（①建物倒壊危険度、②火災危険度、③①②に災害時活動困難度を加味した総合危険度）を5つにランクに分けて評価した。もっとも危険度の高い「ランク5」は墨田区、荒川区、台東区荒川などの木造住宅密集する下町地域に多い結果となった。

[地震に関する地域危険度測定調査（第8回）：東京都](#)